

十日町市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年11月4日

十日町市監査委員 水落 雅史
十日町市監査委員 遠田 延雄

監査結果報告

1 監査対象

特定非営利活動法人 越後妻有里山協働機構
管理施設名①まつだい雪国農耕文化村センター、アート作品及びその敷地
②十日町市まつだい郷土資料館

2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び期間

実施場所 十日町市監査委員事務局事務室及びまつだい雪国農耕文化村センター
予備監査 令和4年9月12日から令和4年10月7日
本監査 令和4年10月11日

5 監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。
なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

6 意見

- ・大地の芸術際の中核施設であり現金の取扱量が多いため、現金は速やかに入金する等、現金の厳格な管理に努められたい。
- ・施設にある備品について、市と指定管理者の備品の区分けがされていない。所管課と共通認識を持ち、備品台帳の整理をされたい。
- ・市へ報告する財務書類等に指定管理者の恣意性が介入する余地がある。所管課と共通認識を持ち、適切かつ正確な報告に努められたい。

利用者の更なる増加を図り、大地の芸術祭の中核施設として、更に魅力ある施設となることを期待する。